

株式会社マツモト
代表取締役 松本 隆文 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成31年3月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ベルタウン久世店
京都市南区久世築山町128番1ほか

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- （1）来退店車両の経路については、施設利用者への来退店経路の周知徹底や警備員の配置等により車両の左折入退場の確実な実施及び歩行者の安全確保に努めるとともに、開店後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じること。
- （2）地域の行事や自治体が行う各種事業への協力等を表明していることから、積極的な地域貢献及び社会貢献の取組をとおして、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は集合住宅及び道路を隔てて駐車場、田畑、東側は事業所、住居及び駐車場、西側は道路を隔てて店舗、南側は市道吉祥院久世線を隔てて駐車場及び田畑が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、来店経路や開店時刻、想定する入居テナント等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である105台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

来退店車両の経路については、施設利用者への来退店経路の周知徹底や警備員の配置等により車両の左折入退場の確実な実施及び歩行者の安全確保に努めるとともに、開店後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、早朝の荷さばきに関しては、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

（4）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、環境基準値を下回っている。一方、夜間における騒音の最大値の予測については、来店車両走行音が敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居立地点において

は規制基準値を下回っていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされている。また、資源ごみのリサイクルについても、積極的に取組を進める旨を表明している。

(6) 防災、防犯対策への協力等について

防災対策については、地方公共団体から要請があった場合には協力する旨の意思表示がなされている。

防犯及び青少年の非行防止対策については、従業員による夜間の青少年グループへの声掛けや、必要に応じて所轄警察署と連携を図る旨を表明している。

(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

地域の行事や自治体が行う各種事業への協力等を表明していることから、積極的な地域貢献及び社会貢献の取組をとおして、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。

(8) その他

高齢者や障害者等への配慮として、より一層の施設のバリアフリー化を検討するなど、すべての顧客が利用しやすい施設運営が望まれる。